

国際医療福祉大学障がい学生修学支援規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法その他の法令の定めに基づき、国際医療福祉大学における障がいのある学生が、その年齢及び能力並びに障がいの種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにするために、修学支援に係る基本となる事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、障がいのある学生とは、心身の障がい、病弱・虚弱等の障がいがあるため、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受ける者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ本学がその必要性を認めた者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいのある学生の修学等支援方策を推進する責務を有する。

(学部長・学科長の責務)

第4条 学部長・学科長は、学長の命を受け、当該学部・学科の障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう、具体的支援方策等を講ずる責務を有する。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、当該学部・学科の障がいのある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障がいをもった学生の修学等支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援実施体制)

第6条 障がいのある学生のための修学等支援方策は、学生委員会内に置く支援担当会議において審議し策定する。

2 実際の支援は、障がいのある学生が所属する学部・学科が主たる担当として実施するものとする。

3 前2項の支援を円滑かつ適切に行うため、学生委員会は、関係部署の調整を行うものとする。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第7条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(事務)

第8条 支援に関する事務は、学生事務主管課において処理する。

(補足)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学長及び学部長・学科長が別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常任理事会の承認事項とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。